第１０回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和４年１２月１４日（水）　　午後１時２８分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和４年１２月１４日（水）　　午後１時４３分

４．出席委員（１６人）の番号及び氏名

１番　鈴　木　照　子	２番　成　田　春　光	３番　髙　橋　洋　美	４番　棟　方　廣　光
５番　田　村　昭　弘	６番　菊　池　俊　輔	７番　辞　職	８番　佐　藤　勝　利
９番　三　浦　大　俊	10番　長　内　　悟	11番　秋　庭　礼　子	12番　瓜　田　良　一
13番　貴　田　徳　正	14番　一　戸　辰　美	15番　瀬　戸　弘　之	16番　川　村　博　行
17番　下　山　勝　源			

５．欠席委員（０人）

６．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　参与及び書記の任命
第３　議案第２７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第２８号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第２９号　農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第３０号　農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第２０号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第２１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　佐 藤 一 人	事務局次長　下 山　敏	総括主幹　貴 田 尚 人	主事　蒔 苗 一 輝

８．会議の概要

開会　午後１時２８分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

議　長　鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

只今の出席委員は１６名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第１０回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、２番成田春光委員と、３番髙橋洋美委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なしの声あり】

議　長　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第２７号から議案第３０号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第２７号から議案第２８号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
４番棟方廣光委員。

棟方委員　はい、４番棟方です。それでは、報告をいたします。
去る１２月６日、田村昭弘委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が５件、使用貸借が１件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議　　長　それでは、議案第２７号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２７号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は５件です。№１から№５については、普通売買が５件です。農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　事務局から説明のありました議案第２７号について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第２８号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２８号農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は１件です。農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は記載のとおりです。以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第２９号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２９号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は３件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第３０号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第３０号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は８件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議　　長　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第２７号から議案第３０号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第２０号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第２０号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№１から№３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第２１号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第２１号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１から№４については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１時３７分）

【暫時休憩】

議　　長　再開します。（午後１時４３分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第１０回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時４３分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年１２月１４日

議　長

委　員

委　員